



2026 年 9 月 17 日

令和 8 年熊本地震に係る地震保険の支払件数・支払保険金等について (2026 年 8 月 28 日現在)

この度の令和 8 年熊本地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：石川 耕治）では、2026 年 8 月 28 日（金）現在の「令和 8 年熊本地震」に係る地震保険の支払件数・支払保険金等を取りまとめましたので、お知らせします。

■令和 8 年熊本地震（発生日：2026 年 7 月 28 日）県別内訳

【2026 年 8 月 28 日現在：日本損害保険協会・外国損害保険協会会員会社等合計】

都道府県	事故受付件数 (件) (注 1)	調査完了件数 (件) (注 2)	支払件数 (件)	支払保険金 (千円)
福岡県	3,310	1,604	1,015	595,093
佐賀県	726	335	237	149,171
長崎県	602	255	148	84,514
熊本県	103,306	33,277	28,838	22,574,664
大分県	557	149	69	39,364
宮崎県	717	274	155	72,541
鹿児島県	1,328	436	305	216,936
その他	263	184	71	51,081
合計	110,809	36,514	30,838	23,783,364

(注 1) 「事故受付件数」には、建物・家財の事故に関する調査のご依頼のほか、地震保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。建物・家財の合計値です。

(注 2) 「調査完了件数」には、調査が完了して実際に保険金をお支払いした件数のほか、保険金のお支払いの対象とならなかった事案やご相談・お問い合わせなどを受け付けた段階で解決した事案などの件数が含まれます。

【被災者のみなさまへ】

災害後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、実際に存在する保険会社の社員を名乗り、電話で損害状況を聴取したうえで、以下のように調査費用を要求してくるようなケースがありますが、**保険会社がお客様に調査費用を請求することはありません。**

- ・「調査費用が振り込まれたら訪問する」などといい、調査費用の振込みを要求する
- ・「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査を行い、調査費用を要求する

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または損害保険代理店にご相談ください。

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



1. 過去の大きな地震による地震保険金一覧(支払額順)

	地震名等	発生年月日	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	2011 年 03 月 11 日	826,557	12,897
2	平成 28 年熊本地震	2016 年 04 月 14 日	215,930	3,914
3	令和 4 年福島県沖を震源とする地震	2022 年 03 月 16 日	341,294	2,803
4	令和 3 年福島県沖を震源とする地震	2021 年 02 月 13 日	246,883	2,516
5	大阪府北部を震源とする地震	2018 年 06 月 18 日	160,049	1,252
6	令和 6 年能登半島地震	2024 年 01 月 01 日	119,913	1,080
7	平成 7 年兵庫県南部地震	1995 年 01 月 17 日	65,427	783
8	平成 30 年北海道胆振東部地震	2018 年 09 月 06 日	74,431	539
9	宮城県沖を震源とする地震	2011 年 04 月 07 日	31,019	324
10	宮城県沖を震源とする地震	2021 年 03 月 20 日	23,608	190

※ 日本地震再保険株式会社調べ(2026 年 3 月 31 日現在)に基づき、損保協会が作成。

※ 支払保険金は、千万円単位で四捨五入を行い算出。

2. 令和 8 年熊本地震に係る損保協会の取組みについて

(1) 相談窓口等

ア. そんぽ ADR センター

損害保険に関するご相談を受け付けています。

<日本損害保険協会の相談窓口：そんぽ ADR センター>

TEL：03-4332-5241（全国共通）

※受付時間：9 時 15 分～17 時 00 分（土・日・祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く）

イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

<自然災害等損保契約照会センター>

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間は、そんぽ ADR センターと同様

(2) 各種損害保険の特別措置の実施

ア. 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、6 か月後の末日（2027 年 1 月末日）まで猶予する特別措置を実施することにしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から 6 か月後の末日（2027 年 1 月末日）までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2027 年 1 月末日まで猶予いたします。

2. 保険料の払い込み猶予

災害救助法の適用日から 6 か月後の末日（2027 年 1 月末日）までに払い込むべき保険料の払い込みについて、2027 年 1 月末日まで猶予いたします。

3. その他

上記 1. 2. に加え、ご提出いただく書類の省略など各種手続きの簡素化や要件緩和等の取扱いを実施している場合があります。

今般の地震に関する地震保険等の保険金請求や特別措置などに関する詳細は、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※令和 8 年熊本地震に係る損保協会の取組みは、当協会ホームページに情報を掲載しています。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/2607_002.html

以 上